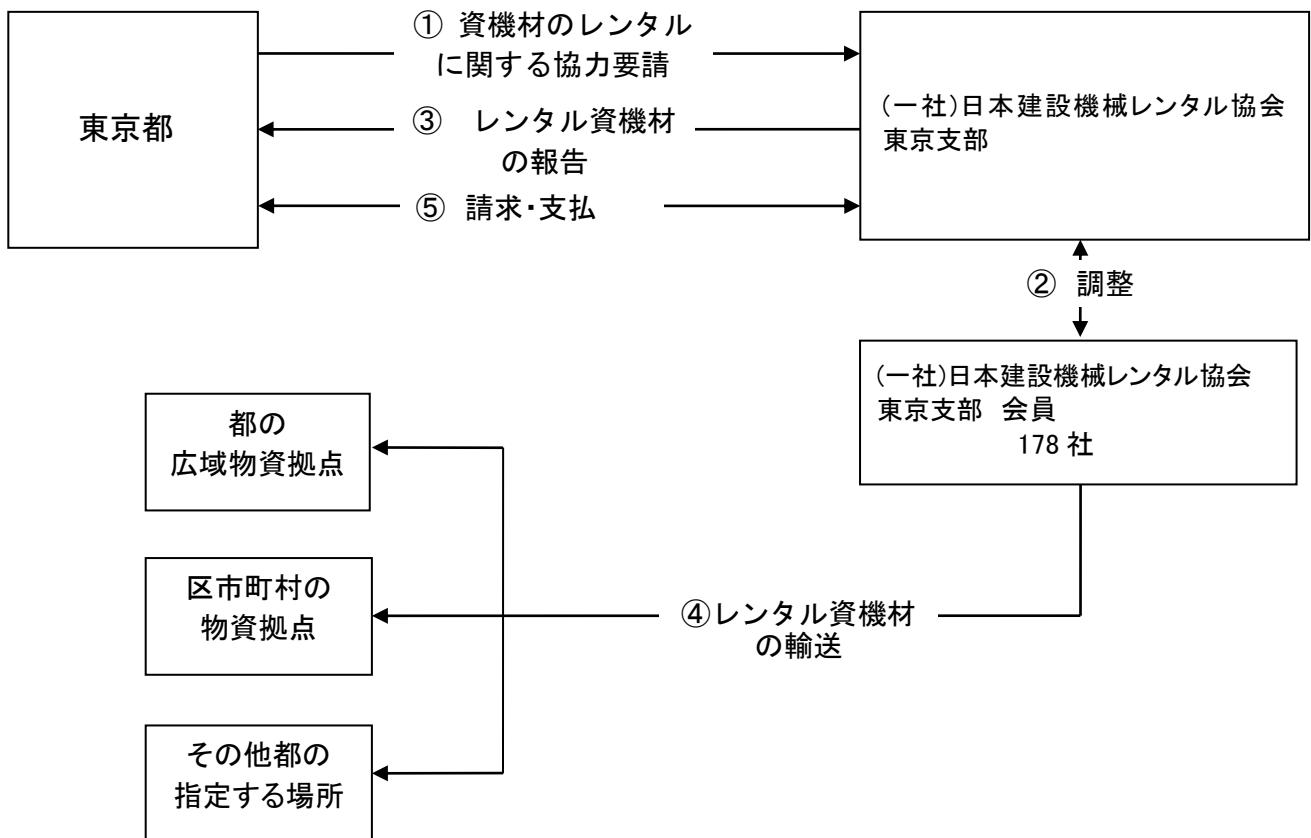


協定による協力要請のフローについて



- ①都は、(一社)日本建設機械レンタル協会東京支部（以下、協会）に資機材のレンタルに関する協力の要請をします。
- ②協会は、会員に要請内容を伝え、レンタルに向け調整を行います。
- ③協会が、調整結果を都に報告します。
- ④会員は、依頼に基づきレンタル資機材を、指定場所へ輸送します。
- ⑤業務終了後、協会は、都にレンタルに要した経費等を請求します。